

## 京都府公立大学法人シンボルマーク取扱要領

平成21年2月10日制定

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都府公立大学法人シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (形状等)

第2条 シンボルマークの形状、色彩及び寸法割合は別表のとおりとする。

2 シンボルマークの形状を改編してはならない。ただし、シンボルマークに京都府公立大学法人（以下「本法人」という。）、京都府立医科大学及び京都府立大学の名称（英語表記を含む）等を組み合わせ用いることができる。

### (英語表記)

第3条 シンボルマークに本法人の英語表記を組み合わせる場合の英語の表記は次のとおりとする。ただし、必要に応じ大文字、小文字を変更して使用することができる。

「Kyoto Prefectural Public University Corporation」

### (使用目的)

第4条 本法人に所属する教職員及び学生が本法人のもとで一体感をもって教育研究、社会貢献に取り組む象徴として、また、内外に本法人を広くアピールするため、広くシンボルマークを使用するものとする。

2 シンボルマークの使用に当たっては、本法人の尊厳と品位を損なわないよう配慮しなければならない。

### (使用者)

第5条 シンボルマークは次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本法人（京都府立医科大学及び京都府立大学を含む。）
- (2) 本法人の役員、教職員及び学生並びにこれらで構成された団体（同窓会を含む。）
- (3) その他理事長が適当と認めた者

### (使用許可)

第6条 前条第1号及び第2号に規定する者が営利を目的としてシンボルマークを使用しようとするとき、又は前条第1号及び第2号に規定する以外の者がシンボルマークを使用しようとするときは、別記様式により使用申請書を理事長に提出し、許可を受けなければならない。

2 理事長は、次の各号に該当すると認めたときは、シンボルマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 本法人の名誉が傷つけられる恐れがあるとき
- (2) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- (3) 公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
- (4) その他、シンボルマークの使用が適当と認められないとき

### (許可の取消し)

第7条 理事長は、前条第2項各号のいずれかに該当すると認めたときは、シンボルマークの使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

### (事務)

第8条 シンボルマークに関する事務は本部総務室において行う。

### 附 則

この要領は、21年2月10日から適用する。

## 別 表

### 1 形状及び寸法割合



- 2 色 彩  
濃緑とする。ただし、用途によりこれ以外の色を使用することができる。

